

平成27年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 平成27年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成27年第4回定例会記録				
招集年月日	平成27年12月3日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成27年12月3日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	平成27年12月3日 午前10時42分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	副 町 長	柏 崎 源 悦
	総 務 課 長	田 中 富 栄	分 庁 サ ー ビ ス 課 長	松 林 光 弘
	企 画 財 政 課 長	小 向 道 彦	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範
	税 務 課 長	柏 崎 尚 生	介 護 福 祉 課 長	倉 舘 広 美
	ま ち づ く り 防 災 課 長	松 林 泰 之	農 林 水 産 課 長	松 林 政 彦
	町 民 課 長	小 向 仁 生	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	袴 田 光 雄
	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志	教 育 長	福 津 康 隆
	学 務 課 長	泉 山 裕 一	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 林 政 彦
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	中 野 重 男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	中野重男	事務局 次長	小向正志
	臨時職員	吉田美里		
町長提出議案の題目	1 議案第68号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について		
	2 議案第69号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について		
	3 議案第70号	おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について		
	4 議案第71号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第72号	おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について		
	6 議案第73号	おいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員会条例の制定について		
	7 議案第74号	おいらせ町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について		
	8 議案第75号	おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第76号	おいらせ町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第77号	平成27年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について		
	11 議案第78号	平成27年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について		
	12 議案第79号	平成27年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について		
	13 議案第80号	平成27年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について		
	14 議案第81号	平成27年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について		
	15 議案第82号	平成27年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について		

議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	9 番 吉 村 敏 文 議 員	
	1 0 番 澤 頭 好 孝 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 会 宣 言	事務局長 (中野重男君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回おいらせ町議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)
開議宣告	馬場議長	直ちに本日の会議を開きます。
議事日程報告	馬場議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名議員の指名	馬場議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、9番、吉村敏文議員及び10番、澤頭好孝議員を指名いたします。

会期議題	馬場議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いいたします。</p>
委員長報告	<p>10番 (澤頭好孝君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>それでは、委員長報告をいたします。</p> <p>去る11月13日告示、本日招集されました平成27年第4回 おいらせ町議会定例会の会期等について、先般、11月27日 午前10時から議会運営委員会を開催し、審議した結果、本定例 会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日 12月3日から12月8日までの6日間とすることに決定いた しました。</p> <p>本日3日は議案等の一括上程、4日から6日までは議案熟考の ため休会、7日は一般質問、8日は議案審議。</p> <p>以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員 各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださ いますようお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。 お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日12 月3日から12月8日までの6日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日12月3日から12月8日ま での6日間とすることに決しました。</p>
諸般の報告	馬場議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付していると おりです。ご了承ください。</p> <p>次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、 別紙配付の請願、陳情文書表のとおりです。</p> <p>先般、このことについて議会運営委員会において審査した結 果、陳情第9号から第10号については議員配付とすることにい</p>

<p>提案理由の 説明</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>たしましたので、ご了承願います。</p> <p>次に、先般配付済みの平成 27 年度一般会計補正予算(第 3 号)に関する説明書について、お手元に配付の正誤表のとおり、一部訂正がありましたので、お知らせしておきます。</p> <p>なお、本定例会の会期中は、町当局の協力を得て広報写真の撮影をしてもらうため、担当係員の議場出入りをすることの許可を与えております。</p> <p>また、デーリー東北新聞社の特集記事作成のため、同じく担当記者の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p> <p>日程第 4、議案の一括上程について。</p> <p>議案第 68 号から議案第 82 号までの、以上 15 件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>おはようございます。</p> <p>議員各位には、何かとご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、議案第 68 号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町の附属機関を見直しするとともに、附属機関の設置規定について整備するため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第 69 号、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町が行う事務手続において、個人番号を利用する範囲を定めるとともに、町長部局及び教育委員会事務処理をするための特定個人情報情報の利用及び提供に關し必要な事項を定めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第 70 号、おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p>
---------------------	---------------------------------------	---

	<p>本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例に規定していた本人情報の変更手続について所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第71号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を利用する情報連携が開始することから、所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第72号、おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、町長が任命するおいらせ町農業委員会の委員の定数を定めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第73号、おいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員会条例の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、おいらせ町農業委員会の委員候補者を選考するに当たり、附属機関としておいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員会を設置するため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第74号、おいらせ町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、おいらせ町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第75号、おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第76号、おいらせ町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、条例中の引用条文を改めるため、提案する</p>
--	---

	<p>ものであります。</p> <p>次に、議案第77号、平成27年度おいらせ町一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1億503万8,000円を追加し、予算の総額を109億1,001万8,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容であります。総務費では、基幹系・情報系ネットワーク分離設定等業務委託料を追加し、民生費では、児童福祉費に係る予算の組み替えをし、施設型給付費及び障害者給付費等を増額するものであります。</p> <p>教育費では、学校給食センターの土地購入費を追加するものであります。</p> <p>一方、歳入では、国庫支出金及び繰入金並びに諸収入を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第78号、平成27年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に2,350万4,000円を追加し、予算の総額を31億8,239万2,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、高額療養費を増額したほか、会計検査に伴う国庫負担金等の返還金を計上し、歳入では、基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>なお、会計検査院の指摘を受け、国庫負担金等を返還することになったことはまことに遺憾であり、陳謝申し上げるとともに、再発防止に向け鋭意取り組んでまいります。</p> <p>次に、議案第79号、平成27年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に176万8,000円を追加し、予算の総額を11億4,195万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、国道補修工事に伴うマンホール高さ調整工事費を計上し、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第80号、平成27年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に60万円を追加し、予算の総額を1</p>
--	--

		<p>億3, 199万4, 000円とするものであります。</p> <p>その内容につきましては、歳出では、マンホールポンプ修繕料を増額し、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第81号、平成27年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に150万円を追加し、予算の総額を22億6, 757万3, 000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、介護予防支援事業費の増額と保険給付費に係る予算の組み替えをし、歳入では、介護予防サービス計画費及び一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第82号、平成27年度おいらせ町病院事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に270万円を追加し、予算の総額を9億7, 764万5, 000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、収益的支出では、臨時医師給及び臨時看護師給の増額と人件費の調整に加え、事務費及び修繕費等を増額し、収益的収入では、インフルエンザ予防接種料金の改定に伴う公衆衛生活動収益を増額するものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職を初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p> <p>日程第5、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>私債権に関わる法的措置（支払督促）の実施について、当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、私債権に関わる法的措置の実施について説明いたします。</p>
行政報告	馬場議長 馬場議長 税務課長 (柏崎尚生君)	

		<p>配付されておりますお手元の資料をごらんください。</p> <p>1. 概要についてですが、おいらせ町の私債権の収納対策において、町債権管理条例に基づき、病院診療費及び学校給食費を長期間にわたり支払いを滞り、再三の催促を行っても納付に応じない債務者に対して、簡易裁判所へ支払督促や仮執行宣言の申し立てを行ったところです。</p> <p>しかしながら、債務者は当方の申し立てに対する支払いの意思表示や異議の申し立てがなかったため、簡易裁判所による仮執行の宣言が行われたものです。</p> <p>2. 法的措置の実施状況の債務者については、おいらせ病院診療費1名の5万6,645円、学校給食費2名の28万1,835円であり、実施の経過については記載のとおりであります。</p> <p>3. 今後の対応についてですが、今後は強制執行に向け取り組むこととなりますが、他団体の事例を参考にしながら調査検討を進めていきます。</p> <p>また、支払いが可能と思われる債務者に対しては、同様の措置を講じ、未収金の回収に努めてまいります。</p> <p>なお、今回、町として初めての法的措置となりましたので、行政報告とするものです。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p> <p>ちょっと私も風邪を引いていますが、聞きにくい点があるかと思えます。</p> <p>今、これを見て私はわからないんですけども、仮執行の宣言という中身を説明していただきたい。</p> <p>それから、3番の今後の対応でありますけれども、他の団体の事例を参考にし調査検討するとありますけれども、他の団体ではどのようなことがあるのか、事例を教えてください。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	
	馬場議長	

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>仮執行宣言という申し立てについてご説明いたします。</p> <p>支払督促というものの手続を終わって2週間たって異議の申し立てがなければ、仮執行宣言が行われるという形になります。</p> <p>債権者は支払督促に仮執行宣言を付する申し立てをすることにより、仮執行宣言付支払督促正本、その債務者に対する送達証明があれば、債権者は債務者に対して強制執行の申し立てができるということで、強制執行の許可をもらう前に一度行われる手続になります。</p> <p>これからまた2週間たって異議の申し立てがなければ、そのまま私どものほうとして見れば強制執行の権利を得たという形になります。</p> <p>仮執行宣言のほうに関しては以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、他団体の事例ということになりますが、なかなかこの私債権に関しましての今までとってきた支払督促、そういうふうなものは、例えば、病院の場合であれば、八戸市民病院とかいろいろ県内でもやっております。</p> <p>ただし、今の仮執行宣言が裁判所のほうから発布されて、それに対する債務者に対する強制執行、これについては、県内の場合にはまだ事例が多く見受けられておりません。私が病院関係で知っているところでは、現在のところはありませんが、自治体病院の研究会等がありまして、その中から他の事例等を参考にしてやっていきたいと考えております。</p> <p>その事例の1つといたしましては、山形市の市民病院の済生館などで実施している未収対策ですね。これらを参考にしながら、これから業務を進めていきたいと思っておりますので、他団体となりますと、今のところそのような状況であります。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>今後、他団体の話になりますけれども、給食費に関しても、数年前に青森市で支払督促を実施したということは聞いておりま</p>

		<p>す。それ以外の市町村にとってはちょっと確認がとれておりませんので、私どももそういうふうな部分を吟味いたしまして、少し研究をしながら進めていきたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>1 番。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>専門用語が出るからわかりにくい部分がありますけれども、仮執行宣言をしてから 2 週間すれば強制をかけられるという理解でよろしいかと思っておりますけれども、冷たいような言い方をするけれども、やはり、それなりの手続を余り検討しないでスピーディーにやって回収するのが 2 万 5, 0 0 0 何ぼの町民のためだと私は思いますから、そういう手続を、よその事例を見なくても、多分、弁護士なりに聞けばそれなりの手続の方法はあるはずですから、そういう形で進めるのが本来かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。町長。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>その納めないという方々、それなりの事情があろうかと思えますけれども、本当に困窮をして納められない。それでも役場との対話というのは、窓口は開かれておりますから、それでもやはり、私どもその話の用意はあるんですけれども、それでも応じないというふうになれば、やはり、真面目に納めてくださっている方々には不公平を生じますので、やはり、きちっとするべきところはしていかなければならないというふうに思っておりますので、参考事例は余りないようではございますけれども、やはり、澤上議員おっしゃったように、私どもも町村会を通じての弁護士なんかも相談できますので、いろいろな形で、それこそスピーディーという言葉でありますけれども、できるだけ着実に対応してまいりたいというふうに考えております。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。</p> <p>1 4 番、松林義光議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>余りイメージが私はよくないと思うんです。仮執行宣言、それから強制執行を行う、町がです。</p> <p>これ、例えば、病院に入院して、1週間ぐらい。退院するときになぜ徴収できないのか。徴収できないで、ここに来て強制執行しますと。おいらせ町役場がおいらせ町でやりますよという話であります。私は、そういうことはやるべきではないと。私の考えです。この段階でなぜ徴収できなかったのか。まずお伺いします。</p> <p>それで、病院、学校給食、学校給食は前々からいろいろ苦慮されています。卒業しますと、おそらく徴収は不可能であろうと、私はそう思っております。なので、たまるとなかなか納められないというのが現状でしょう。監査委員からもそのことは意見されております。</p> <p>そして、この兩名、この両方ですね。納められない、今町長が言いましたけれども、困窮、納められない方々であると。教育委員会でも病院側でもそのように思っていますか。それが第1点と、なぜこの病院の5万6,000円、治療しているのにもかかわらず、この5万6,000円余りの金をなぜ徴収できなかったのか、その2点、お伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>退院時になぜ徴収できなかったということになるわけなんですけれども、もちろん退院時に収めるというようなことで、入院時には入院側の証書もいただいておりますし、保証人もいただいているわけなんですけれども、退院時に本人にも入院費を計算して請求書を発するという手続はとっておりますし、またそれ以外のことについても、長期に入院している場合であれば、退院時にはどのくらいの入院費になるかというの、あらかじめ通知しているところなんです、本人はまず納められないという方であれば分納ということでの手続もとっておりますが、後で納めるというような内容で退院をされていく方、こういう方も現実におります。</p> <p>それで、支払いのほうを待っているわけなんですけれども、そ</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>れでも納めない方につきましては、督促あるいは催告、そして電話あるいは個別訪問をしているわけなんですけれども、やはり、それでも納めてもらえないと。そうこうしているうちに、病院の時効である3年が近づいてきたということがありまして、今回、このような法的な手続をとったというところでございます。</p> <p>2点目なんですけれども、納められないような方かといいますと、私どもとしては、きちっと生活をされている方ですので、納められる能力があると、そのように判断したということで今回の措置となったものであります。</p> <p>もちろん中には生活保護の方とかあるいは職をなくしている方、そういう方もおりますけれども、こちらといたしましては、そういう能力があると思われる方についてはこの手続のほかにも再三の催告、督促をしているところでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>学務課長。</p> <p>なぜ徴収できなかったのかということで、私どものほうもやはり督促、催促、または電話連絡、夜間訪問等を行っておりましたけれども、なかなかそれに対して応じてくれなかったというのが現状でございます。</p> <p>ちなみに、納められないのかどうなのかということで、若干具体的にご説明いたしますけれども、今回、内容証明付郵便を郵送した人はこの方1世帯でございませぬ。7世帯に送りまして、そのうち4世帯は納付の意思を示しまして、話し合いが持たれ、分納納付を現在も行っております。</p> <p>残り3世帯は連絡がなかったため、訴訟の手続移行予告通知兼催告書ということで、最終の通告を行いました。それに伴って1世帯が分納納付の意思を示しましたので、現在もそのまま納付していただいています。</p> <p>その間、その間というのは、やはり話し合いができますので、相手の状況等も把握ができます。</p> <p>ただ、残り2世帯に関しては連絡がなかったものですから、この世帯を法的措置の対象者ということで、教育委員会のほうで決定して、今その1世帯を作業にとりかかっているという形にな</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ります。</p> <p>以上になります。</p> <p>14番。</p> <p>きょうも報道社が来ております。もしかすると新聞記事になるかもしれません。いいニュースであればどんどんおいらせ町をPRしてもらいたいと思いますが、これは余りいいニュースではないと思います。</p> <p>できるだけこういうのは新聞のネタにならないように、やはりしてもらいたい。今、病院事務長が言いました。保証人がいるそうです。私は保証人になったことがありますから、いかなる責任があるか十分承知しております。ですので、この強制執行するようでは保証人のほうにお話ししたらどうですか。そういうふうな解決方法はないんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>入院時には入院証書をいただいて保証人もいただいているところではありますが、第一義的には本人のほうに請求をすると、そういうことで作業を進めております。そして、どうしても納めていただけない場合には、保証人とも交渉するわけなんですけれども、中にはこの入院証書を提出してもらえない方もおりまして、非常に病院としても困っているわけなんですけれども、この方につきましては、その入院証書も出してもらっていないというようなことで、非常に当方のほうも困っておりまして、このような措置となったところでもあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>後学のために、病院事務長、1点だけ簡単に教えてください。今ここに1名、5万6,645円というふうにありますけれど</p>

		<p>も、これは本人負担の3割の部分で、仮に私であれば、今こういう問題になっていますけれども、診療報酬費という7割のほうについては、これは既に終わっているわけです。こういうとき、本人負担の3割を納められていないというのは、診療そのものを認めていないということになれば、その7割のほう、あるうちのおかしいというふうな論理になるのではないかなというふうにして、主と従、これがどういうふうになっているのか。もうこれは別で、7割はもう終わっているかどうかですね。その3割部分が、まず今争われているので、その1つの部分の確認と、2つ目は、7割というのは、こっちがどうであろうが7割というのは払わなければならないのか、それともそうでないのか。そこを2つに分けて教えてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>まず、診療報酬でございますけれども、国民健康保険であれ社会保険であれ、本人負担は現在のところ、後期高齢者を除いては3割ということになっておりますので、その保険で対応する7割分につきましては、国保団体連合会あるいは社会保険診療報酬支払基金等に、その月の診療をまとめた翌月に各団体のほうに請求して、それは、この方につきましても診療報酬として納付がされております。</p> <p>ですから、請求につきましては、7割分は保険請求、3割分につきましては本人から窓口払いとして負担をしていただいているというふうになっておりますので、まずは別々に請求しているということになります。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長 6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>この私債権については、監査委員からも決算時にたびたび指摘もあり、私もこの解消については質問した経緯があります。</p> <p>私は、行政側として国の手続をしたというふうなことは高く評価をしたいと思います。</p>

		<p>やはり、監査委員から指摘もあったことについて、そのまま何年も放置をしておくというふうなことは、甚だ私は遺憾だなというふうな思いもあって質問したわけで、今回、こういうふうな形で、いろいろな事例を加味しながら、行政側のほうの問いに応じない、全然反応がない、こういうふうな方々に対して、そしてまた、納付ができるというふうな判断に基づいて手続をしたというふうなことについては、適切な措置ではなかったかなと思っております。</p> <p>これらがいろいろな意味で、負の連鎖がこれでとまる可能性もあります。ぜひ私は継続して行政手続は進めてほしいと思うものであります。</p> <p>町のイメージとかそういうふうなものもあろうかと思いますが、やはり、こういうふうなものは、町長そのものが強い意志を持って事務方に当たっていくことによって、それが町民に対してもよく理解できるというふうに感じておりますので、この点、ぜひ今後も続けてほしいというふうなことで要望しておきます。</p>
	馬場議長	答弁はいいですか。（「はい」の声あり）
	(議員席)	ほかに質疑ございませんか。
	馬場議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これで、行政報告を終わります。
日程終了の告知	馬場議長	これで、本日の日程は全て終了いたしました。 これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	馬場議長	あす4日から6日までの3日間は、議員各位に配付しています「会期及び審議予定表」のとおり、議案熟考のため休会といたします。 来る7日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。
散会宣告	馬場議長	本日は、これで散会いたします。

		(散会時刻 午前10時42分)
	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立をお願いいたします。 礼。